

【別紙 3】

## きつきの里デイサービスセンター 通所介護サービス内容説明及び重要事項説明書

当事業所は介護保険事業所の指定を受けています  
(大分県指定 第4471000051号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生省令第37号第8条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して介護保険法に基づく通所介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定の結果、「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。  
認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

### ～○● 目 次 ●○～

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制等	3
4. 営業時間	3
5. 事業の目的及び運営方針	3
6. 提供するサービスとサービス利用料及び利用者負担	4～5
7. キャンセル	5
8. サービス提供記録等	5
9. サービス担当責任者等	5～6
10. 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護	6
11. 相談窓口、苦情対応	6～7
12. 緊急時・事故時の対応	7
13. 身体拘束について	7～8
14. 虐待防止について	8
15. 業務継続に向けた取り組みについて	8
16. 賠償責任について	8
17. 個人情報の取扱いについて	8～9
18. その他	9

## 1 事業者

名称・法人種別	・社会福祉法人ひまわり	
代表者名	・衛藤 大明	
本社所在地・電話	・杵築市大字守江字王子1864番地	0978-66-5500
設立年月日	・平成10年6月17日	
業務の概要	【指定通所介護】 ・きつきの里デイサービスセンター(標準型) ・三楽園デイサービスセンター	
	【指定訪問介護】 ・ひまわりホームヘルパーステーション	
	【指定訪問看護】 ・きつき訪問看護ステーション	
	【指定居宅介護支援】 ・きつきケアプランステーション	
	【在宅介護支援センター】 ・杵築市在宅介護支援センターきつきの里	
	【指定短期入所生活介護】 ・特別養護老人ホーム瑞雲荘ショートステイ	
	【指定介護老人福祉施設】 ・特別養護老人ホーム瑞雲荘	
	【指定看護小規模多機能型居宅介護】 ・看護小規模多機能型居宅介護施設ひまわりハウス	
	【指定小規模多機能型居宅介護】 ・小規模多機能型施設ひまわり荘	

## 2 事業所の概要

事業所名	・きつきの里デイサービスセンター (標準型)	
所在地	・杵築市大字守江字王子1864番地	
介護保険事業所番号	・ 通所介護	平成12年1月28日指定 大分県第4471000051号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	連絡先 真田 康德	0978-66-5500
サービス提供地域	・杵築市 ・日出町 ・国東市	

### 3 事業所の職員体制等

職 種	人 員 配 置 (標準型)
管 理 者	1 名 以上
生 活 相 談 員	2 名 以上
看 護 職 員	2 名 以上
介 護 職 員	6 名 以上
機 能 訓 練 指 導 員	2 名 以上

### 4 営業時間

サービス種類	月曜日～土曜日、祝日	休 日
・通所介護	8：30～17：30	日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)

### 5 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

事業者（通所介護事業者）は、要介護または要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能や生活機能の維持・向上、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的としています。

#### (2) 運営方針

- ① 提供するサービスにあたっては、利用者の要介護または要支援状態の軽減、若くは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う事とし、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力いたします。
- ② 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した通所介護計画および介護予防通所介護計画を作成し、その計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常の生活を営むことが出来るよう必要な援助を行います。
- ③ 事業所の従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行います。
- ④ サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑤ 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

### 6 提供するサービスとサービス利用料及び利用者負担

(1) サービスの概要

「通所介護および介護予防通所介護」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練・運動器の機能向上を行うサービスです。

- ①食 事・・・ ご契約者の希望により、食事を提供いたします。特別な工夫が必要な場合（腎臓食、糖尿食、刻み食等）においても、できる限り対応いたしますが、対応できるか否か予めご相談ください。
- ②入 浴・・・ ご契約者の希望により、入浴または清拭を行います。入浴には一般入浴と機械入浴があり、身体の状態を勘案した上で、どちらでの提供になるのか、又は提供できるか否かをその都度相談させていただきます。寝たきりの方の場合におきましても、全身の状態を拝見させていただいた上で、入浴が可能になることもありますので、ご相談ください。
- ③排 泄・・・ 自力での排泄が困難な場合など必要に応じて、介助・誘導を行います。
- ④機能訓練・・・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の維持または減退を防止するための訓練を行います。
- ⑤送 迎・・・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ⑥運動機能・・・ ご契約者の個々の心身の機能に応じて、個別に計画を作成し、筋力向上訓練機能向上レクリエーション、行事的活動、体操、趣味活動、日常生活機能向上に関する訓練等を行いません。

(2) サービス利用料

利用者負担金は原則として厚生労働大臣が定める基準に基づく利用者負担額とします。下記料金表は1割負担時の金額であり、ご契約者によっては2割負担、3割負担の場合がございます。

（利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率によります。）

単位（円）

利用費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2～3時間未満	272/日	311/日	351/日	392/日	432/日
3～4時間未満	370/日	423/日	479/日	533/日	588/日
4～5時間未満	388/日	444/日	502/日	560/日	617/日
5～6時間未満	570/日	673/日	777/日	880/日	984/日
6～7時間未満	584/日	689/日	796/日	901/日	1,008/日
7～8時間未満	658/日	777/日	900/日	1,023/日	1,148/日
送 迎 減 算	片道47/回		中重度者ケア体制加算		45/日
認知症加算	60/日		サービス提供体制強化加算		(Ⅰ) 22/日 (Ⅱ) 18/日 (Ⅲ) 6/日
入 浴	(Ⅰ) 40/日 (Ⅱ) 55/日		口腔機能向上加算		(Ⅰ) 150/月 (Ⅱ) 160/月

個別機能訓練加算	(Ⅰ)イ 56/回 □ 76/回 (Ⅱ)20/月
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定の単位数 (加算を含む) に0.059をかけた金額 (月1回)
特定処遇改善加算	(Ⅰ) 所定の単位数 (加算を含む) に0.012をかけた金額 (月1回)
介護職員等ベースアップ等 支援加算	(Ⅰ) 所定の単位数 (加算を含む) に0.011をかけた金額 (月1回)
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
食事代	600円 (通所介護事業所共通実費負担)

### (3) その他

ア 交通費は、通常のサービス提供地域 (又は送迎地域) 以外の地域の場合、200円程度の実費負担を頂く場合があります。

イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引き落とし (ご指定の金融機関の口座から月1回引き落としします。)

B 現金払い (サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います)

C 銀行振り込み (期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

ウ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領 (現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料 (10割) を支払い、その後市町村に対して保険給付分 (7～9割) を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合 (サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。) には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画[介護予防サービス計画]を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

エ 手芸などを希望された場合、その材料代等の実費を負担していただきます。

オ ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合、その実費を負担していただきます。1枚につき10円程度です。

### 7 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。 全体窓口 (連絡先) (電話) : 0978-66-5500

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、除く)。

### 8 サービス提供記録等

(1) サービス提供した際には、あらかじめ定めた「通所介護計画書および介護予防通所介護計画書」等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。

(2) 事業者は、一定期間ごとに (又は一ヶ月ごとに) 「通所介護計画書および介護予防通所介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関するサービス提供の実績報告を居宅介護支援事業者等にします。

- (3) 事業者は、「サービス提供記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者は求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9 サービス担当責任者等

サービス担当の責任者（管理者、サービス・コーディネーター等）は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：真田康徳・伊東周子 連絡先（電話）：0978-66-5500

## 10 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護 (1)

事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密及び個人情報について

ては、利用者又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、利用者及び家族の情報を使用させていただくことがあります。この場合、あらかじめ利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で使用させていただきます。

なお、利用者の家族からの希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を行う場合があります。

- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 11 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口	電話 番号：0978-66-5501 FAX 番号：0978-66-5503 相 談 員：真田康徳、福祉サービス相談委員4名 対 応 時間：24時間
--------	---

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

1. 上記相談員が相手方と連絡を取り、直接訪問するなどして状況の把握に努めます。
2. 事業者が必要と判断した場合は、管理者を含めた検討会議を行います。
3. 検討の結果、速やかに具体的な対応に努めます。
4. 記録を台帳などに記録し、再発防止に努めます。

- (3) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針等

居宅サービス事業者に対し、苦情の状況などを確認するとともに改善のための方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

- (4) その他

1. 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いを受けることはありません。
2. 指定居宅サービス事業者に対する苦情の、国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対する必要な援助を行います。

3. 上記福祉サービス相談委員の連絡先については事業所に掲示しております。

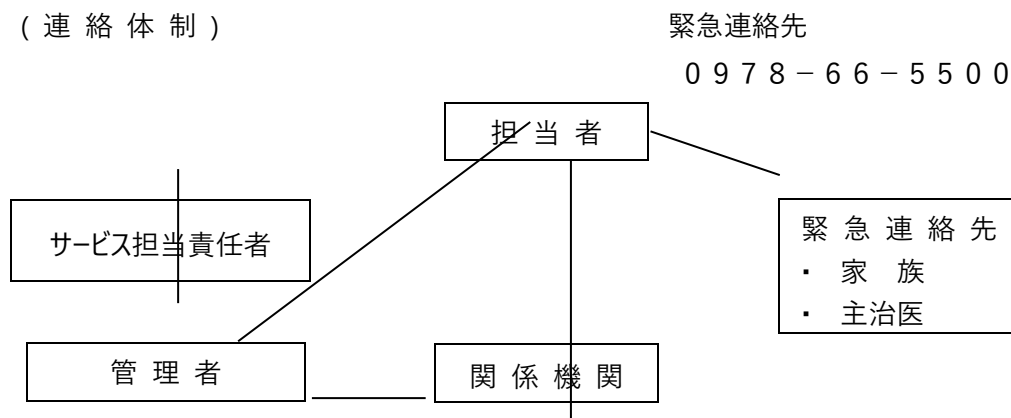
(5) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

杵築市介護保険相談窓口 (医療介護連携課介護保険係)	所在地：大分県杵築市山香町野原1010番地2 電話番号：0977-75-2404 FAX番号：0977-75-1911 対応時間：午前8:30～午後5:00
国東市介護保険相談窓口 高齢者支援課 (高齢者支援係)	所在地：大分県国東市国東町鶴川149番地（本庁舎1階） 電話番号：0978-72-5189 FAX番号：0978-72-5171
日出町介護保険相談窓口 (健康増進課介護保険係)	所在地：大分県速見郡日出町2974-1 電話番号：0977-73-3136 FAX番号：0977-72-7915 利用時間：午前8:30～午後5:00
大分県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地：大分県大分市大手町2-3-12-5F 電話番号：097-534-8470 利用時間：午前8:30～午後5:00

### 1.2 緊急時・事故時の対応（緊急時連絡先 0978-66-5500）

サービス提供中に利用者に緊急の事態が生じた場合、利用者の家族、主治医等、予めお伺いする緊急連絡先に連絡するとともに、必要な対応を行います。

（連絡体制）



### 1.3 身体拘束について

#### (1) 身体拘束の禁止

原則として、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

#### (2) 緊急やむを得ない場合

利用者様及びご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録します。

- ①当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③身体拘束が一時的であること。

### (3) 再検討

身体拘束を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行います。要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除いたします。

### (4) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

## 1 4 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修や訓練を実施します。
- (2) 虐待の防止に関する責任者や委員会の設置を行います。
- (3) 虐待の防止に関する指針を整備します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 1 5 業務継続に向けた取組について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても利用者が継続して指定通所介護を受けられるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症や災害に係る業務継続に向けた研修や訓練の実施



## (2) 感染症や災害に係る業務継続に向けた計画の策定

### 1.6 賠償責任について

当事業者が、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合、利用者やその家族と協議の上、誠意をもって対応させていただくものとします。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

### 1.7 個人情報の取扱いについて

居宅介護支援利用にあたり本人及び家族等の個人情報について次に定める条件のもと、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集いたします。

尚、使用する目的、提供する事業者等、使用にあたっての条件は以下の通りです。

#### (1) 使用する目的

##### 【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ①利用者へ円滑に介護サービスが提供されるための居宅サービス計画書にかかわる諸会議
- ②かかりつけ医師との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
- ④医療機関、福祉事業者、介護サービス事業者、行政機関及び保険者、その他社会福祉団体等と、それに係わる関係職種との連絡調整のため
- ⑤事故が発生した場合の市町村・県への連絡
- ⑥利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑦利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関等への連絡等
- ⑧損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑨上記各号に係わらず、その他サービス提供で必要な場合及び、緊急を要するときの連絡等の場合

##### 【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ① 介護保険施設等において行われる学生等の実習・研修への協力
- ② 介護保険施設等において行われるボランティアへの協力
- ③ 事業所や地域包括支援センター等他機関が行う事例検討会

- ④ 当施設職員の県内外における研修・講義などに行われる事例発表等
- ⑤ 法人の行う広報誌及びホームページ、ソーシャルメディア、SNS 等に限定された写真や動画の使用
- ⑥ 厚生労働省介護保険のデータベース「LIFE」への協力

(2.) 情報提供事業者名等

- ① 在宅サービス事業者
- ② 医療機関
- ③ 行政機関
- ④ その他関係機関及びそれに係わる関係職種

(3) 使用にあたっての条件

- ①個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。また、利用者とのサービス利用に係わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- ③ 情報を使用した会議の内容、経過について記録し、請求があれば開示すること。

18 その他

サービス事業者やその従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 社会福祉法人ひまわり理念

- ・利用者の尊厳を守り、敬愛の精神で接すること
- ・地域福祉の拠点となり、開かれた施設として地域に貢献すること

## 基本方針

- 一. 利用者のあるがままの姿を受け入れ、見守り、優しくやすらぎのある施設にします
- 一. 利用者の意思を尊重し、利用者の立場で考え、安全で平等な援助に努めます
- 一. 地域の関係機関と連携し、地域福祉の推進と向上を目指し

ます

一. 社会で通用する接遇を習得し、利用者に明るく気持ちの良い  
態度で接します

一. 日々向上心を持って、専門機能の研鑽に努めます

「きつきの里デイサービスセンター」の重要事項説明証明書

(大分県指定 第4471000051号)

指定通所介護サービス提供に際し、重要事項説明書に基づき、事業所の体制やサービス内容、個人情報の取り扱い等についての説明を行いました。

事業者 所在地 杵築市大字守江字王子1864番地

事業者名 きつきの里デイサービスセンター

説明者 印

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供を受ける事に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印